令和 5 年10月 3 日

北海道地方最低賃金審議会 会 長 亀野 淳 殿

北海道地方最低賃金審議会 北海道電子部品・デバイス・電子 回路、電気機械器具、情報通信 機械器具製造業最低賃金専門部会 部会長 亀野 淳

北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報 通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年8月7日北海道地方最低賃金審議会において付託された北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議にあたった専門部会の委員は、別紙2のとおりである。

別紙 1

北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

- 1 適用する地域 北海道の区域
- 2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業(発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務
 - ロ みがき又は塗油の業務
 - ハ 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスキング又は脱脂の業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)
 - 二 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)
- 4 前号の労働者にかかる最低賃金額
 - 1時間997円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 法定どおり

別紙 2

北海道地方最低賃金審議会(第50期)北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿

令和5年9月5日任命

部 会 長 亀野 淳

部会長代理 國武英生

公益代表委員 片桐由喜、亀野 淳、國武英生

労働者代表委員 片桐秀人、村川哲広、和田英浩

使用者代表委員 桑原 崇、西側公博、向井 潔

(五十音順、敬称略)